

証券コード 1820  
平成21年6月11日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目20番10号

西松建設株式会社

代表取締役社長 石 橋 直

## 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号  
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

（会場が前回と異なっておりますので末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |               |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件       |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件      |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件     |
| 第5号議案 | 監査役の補欠者2名選任の件 |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nishimatsu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、世界的な金融危機と実体経済悪化の悪循環がさらに強まり、日本経済の牽引役であった輸出や設備投資が急激に落ち込む等、景気は急速に悪化し、厳しい状況が続いております。

建設業界におきましては、民間設備投資は、景気の減速による過剰感が高まっていること等により減少傾向が鮮明になっております。また、公共建設投資も、縮減傾向に歯止めがかからず、引き続き厳しい受注環境となりました。

このような情勢のもと、当社の前社長および元副社長が、外為法違反容疑で、東京地方検察庁に逮捕・起訴されました。それに加えて、当社は、同法違反で、略式命令の処分を下されております。

さらに前社長については、政治資金規正法違反容疑で、逮捕・起訴される事態に至りました。

これら一連の事件による行政処分としましては、国土交通省等より指名停止処分を受けました。

このような事態に至りましたことを重く受け止め、再発防止策の策定・法令遵守の徹底を全社一丸となり鋭意進めているところでございます。株主ならびに関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。今後は信頼回復に向け全力をあげてまいる所存でございますので、ご支援の程宜しくお願い申し上げます。

なお、現在進めております再発防止策等につきましては、後述「(9) 会社の対処すべき課題」に記載のとおりでございます。

このような状況下、受注高につきましては、厳しい受注環境を反映し、前期を大幅に下回る結果となりました。売上高につきましては、前期をやや下回る結果となりましたが、経常利益につきましては、為替差損の影響はあったものの工事利益率の向上により増加となりました。当期純損益につきましても、前期の当期純損失から一転、当期純利益となりました。

受注高は、国内工事、海外工事とも大幅に減少し、また、不動産事業等につきましても減少となり、総額で約2,767億円(前期比31.3%減)となりました。

その内訳は、海外工事の約212億円(前期比54.6%減)を含め建設事業で約2,601億円(前期比31.6%減)、不動産事業等で約166億円(前期比25.1%減)であります。

建設事業を部門別に見ますと、土木部門が約1,012億円(前期比6.7%減)、建築部門が約1,589億円(前期比41.6%減)となります。発注者別では、官庁工事約602億円(前期比32.7%減)、民間工事約1,999億円(前期比31.3%減)となります。

なお、当期中の主な受注工事は、次のとおりであります。

アメリカ合衆国 国防総省空軍 東急不動産(株) 三井不動産レジデンシャル(株) 三井不動産レジデンシャル(株) 株式会社マースコーポレーション 株式会社マースエンジニアリング	三沢米軍家族住宅改修工事 第2期、第3期  (仮称)和泉府中駅東第一地区第二種市街地 再開発事業 特定施設建築物 新築工事  (仮称)御殿場プロジェクト新築工事
国土交通省 中日本高速道路(株)	工事用道路利賀トンネル(3工区)工事 第二東名高速道路 千両トンネル工事

売上高につきましては、前期比1.3%減の総額で、約4,089億円となりました。

その内訳は、海外工事の約420億円(前期比79.5%増)を含め建設事業で約3,923億円(前期比0.1%増)、不動産事業等で約166億円(前期比25.1%減)であります。建設事業を部門別に見ますと、土木部門が約1,443億円(前期比26.4%増)、建築部門が約2,480億円(前期比10.7%減)となります。発注者別では、官庁工事約1,145億円(前期比22.2%増)、民間工事約2,778億円(前期比6.9%減)となります。

なお、主な完成工事は、次のとおりであります。

住友不動産(株) 三菱商事(株) 三菱地所(株) 三菱地所(株) 丸紅(株)	(仮称)相模大野計画新築工事  (仮称)横浜駅西口再開発 プロジェクト・新築工事  (仮称)S1W27商業施設 (メルパルクサッポロ再開発計画) 既存建物地下解体/新築工事
北海道開発局 西日本高速道路(株)	権戸(二期)農業水利事業 徳富ダム第3期建設工事 第二京阪道路 北島工事

この結果、次期への繰越高は約4,673億円(前期比22.0%減)となりました。

また、利益面につきましては、売上総利益で約277億円(前期比19.6%増)、営業利益で約63億円(前期比196.7%増)、経常利益で約62億円(前期比255.5%増)、当期純利益で約17億円(前期は当期純損失約32億円)となりました。

また、当期の連結業績につきましては、売上高約4,240億円(前期比2.0%減)、経常利益約79億円(前期比125.4%増)、当期純利益約26億円(前期は当期純損失約30億円)となりました。

## 当期の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	323,578	101,173	144,282	280,470
	建 築	275,916	158,939	248,012	186,843
	計	599,494	260,113	392,294	467,313
不動産事業等		—	16,564	16,564	—
合 計		599,494	276,677	408,859	467,313

### (2) 資金調達の状況

平成18年11月14日に取引金融機関6社との間でシンジケーション方式による総額250億円のコミットメントライン契約を締結いたしております。なお、当事業年度末において、当該契約に基づく借入実行残高は250億円となりました。

### (3) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資の総額は約24億円で、このうち、主なものは賃貸事業用の土地・建物の取得および工事用機械の購入等であります。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

## (8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 69 期 (平成 17 年度)	第 70 期 (平成 18 年度)	第 71 期 (平成 19 年度)	第 72 期(当期) (平成 20 年度)
受 注 高 (百万円)	425,888	409,085	402,477	276,677
売 上 高 (百万円)	446,047	476,222	414,036	408,859
当期純利益 (百万円)	3,521	△7,362	△3,238	1,664
1株当たり 当期純利益 (円)	12.69	△26.53	△11.67	6.00
総 資 産 (百万円)	709,393	692,764	623,579	568,130
純 資 産 (百万円)	199,122	191,122	163,692	148,522

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。

## (9) 会社の対処すべき課題

建設業界におきましては、企業収益の大幅な減少や景気の一層の下振れ懸念など先行きの不透明感が高いなかで、民間設備投資については大幅な減少が見込まれ、一層の減少が懸念されます。一方、公共建設投資については、補正予算等の効果が期待されますが、引き続き厳しい受注環境が続くものと推察されます。

このような厳しい経済情勢の中、当社は今回の一連の不祥事を深く反省し、信頼回復に向けた再発防止策を策定・実行し、法令遵守の徹底を図ってまいります。

また、財務報告に係る内部統制については重要な欠陥があり有効ではありませんが、以下の再発防止策を講じ、今後改善してまいります。

### 【再発防止策への取り組み】

#### 1) コーポレート・ガバナンス機能の回復

##### ① 内部統制システムの再構築

「内部統制システム構築の基本方針」を改定し、さらに、業務プロセスを見直し透明性を高めるために、「“新生西松”業務改革プロジェクト」を実施することになっております。

② 取締役会の有効性強化および効率性の確保

経営トップの主導による不正を二度と起こさないためにも、コーポレート・ガバナンス機能を強化し、特に経営監視機能の強化を行います。

- i 社外取締役の招聘
- ii 指名委員会・報酬委員会の設置
- iii 役員定年制度の導入
- iv 支店長会の設置

③ リスク管理体制の再構築

これまで当社では、全社的なリスク管理体制が明確でなかったため、これを是正するためにリスク管理体制の再構築を行います。

④ 全社組織の見直し

コーポレート・ガバナンスの強化を念頭に置いたうえで、組織体系を見直すことにしました。

⑤ 業務改革プロジェクト「Re-Birth Nishimatsu 21 Project」の実施

今回の一連の原因を踏まえた上ですべての業務プロセスを見直し、透明性の高い、社会から信頼される業務プロセスを再構築することにしました。

平成21年4月に「新生西松」業務改革プロジェクトチームを結成し、2年後の平成23年4月に新業務システム「RN21システム」の本稼働を目標としております。

⑥ 社内規程の見直し・拡充

会社規則等の社内規程を見直し、職務権限等を明確化します。また、承認プロセスの再構築により、コーポレート・ガバナンス機能を健全なものとしします。

2) コンプライアンス意識の徹底に向けて

① 社是の見直しとコンプライアンス基本方針の制定

法令遵守の精神と高い倫理観を持った“新生西松”を役員職員全員が一致団結して築いていくために、当社の社是を「勇気、礼儀、正義 ～挑戦する姿勢、感謝する気持ち、正しい姿勢～」と一新しました。

また、新しい社是に基づき「コンプライアンス基本方針」を定め、全てのコンプライアンス施策の基本方針とします。

② コンプライアンス体制の強化

従来コンプライアンス委員会を中核としたコンプライアンス体制がその役割を十分に果たせなかった反省を踏まえ、コンプライアンス体制のさらなる強化策を講じました。

- i 「コンプライアンス推進室」の発足
- ii 「コンプライアンス委員会」の新設

- iii 研修プログラムの強化
- iv 内部通報制度の再整備（「Nishimatsu ホットライン」の開設）
- v 人事政策の見直し
- vi 社内風土の改革
- vii 旧来の慣行との決別

**【新中期経営計画「Nishimatsu Re-Birth Plan 2009」の策定】**

今回の一連の事件が、当社の業績に一段の重石となり、先の中期経営計画「Future Plan 2010」（2008～2010年度）は、初年度からその数値目標達成が困難な状態となりました。そこで、新中期経営計画「Nishimatsu Re-Birth Plan 2009」を策定し、信頼回復に向けた「経営基盤の再構築」を最優先課題と位置付け、「収益力強化に向けた戦略」を確実に進めることによって業績向上を図ってまいります。

なお、3カ年の最終年度（平成23年度）の目標は以下のとおりです。

			平成23年度計画値(億円)
受	注	高	3,400
売	上	高	3,715
(内 不 動 産 事 業)			(40)
経	常	利 益	30

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。



## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
松栄不動産(株)	400百万円	100.00%	不動産の賃貸、売買および仲介
(株)西松ビルサービス	100百万円	100.00%	建設事業
西松(广州)建筑工程有限公司	6,207千RMB	100.00%	建設事業(中華人民共和国)
(株)コンケム	10百万円	100.00%	建設資材販売事業
(株)松栄	30百万円	100.00%	不動産管理および建築積算事業
泰国西松建設(株)	5,000千B	49.00%	建設事業(泰国)
(株)厚生	400百万円	52.50%	医療施設の賃貸および管理事業等
(株)健康科学医療センター	10百万円	52.50%	医療施設の賃貸および管理事業等
西松投資有限公司	67,777千HK\$	100.00%	資産の運用・管理(香港)

- (注) 1. 出資比率欄は、間接保有割合を含めて記載しております。
2. 泰国西松建設(株)に対する出資比率は、100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。
3. 外貨については、次の略号で表示しております。  
RMB=中国人民元、B=タイバーツ、HK\$=香港ドル

当社の連結子会社は上記9社であります。当連結会計年度の連結売上高は424,047百万円、連結当期純利益は2,569百万円であります。

## (11) 主要な事業内容

当社は建設業法により、特定建設業者「(特-19) 第1100号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(11) 第1743号」として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (12) 主要な営業所等

本	店：東京都港区虎ノ門一丁目20番10号	
支	店：札幌支店（札幌市）	東北支店（仙台市）
	関東支店（東京都港区）	東関東支店（千葉市）
	横浜支店（横浜市）	北陸支店（新潟市）
	中部支店（名古屋市）	関西支店（大阪市）
	中国支店（広島市）	四国支店（高松市）
	九州支店（福岡市）	海外支店（東京都港区）
海外営業所：	香港営業所	タイ国営業所
	シンガポール営業所	マニラ営業所
	ロンドン営業所	マレーシア営業所
	ベトナム営業所	台湾営業所
技術研究所：	大和総合研究所・愛川衝撃振動研究所 （神奈川県愛川町）	

(注) 平成20年12月1日付をもって、本社海外事業部を廃止し、海外支店を開設いたしました。

### (13) 使用人の状況

使 用 人 数		平 均 年 齢	平均勤続年数
期 末 人 数	前 期 末 比 増 減		
3,426 名	△215 名	43.0 歳	18.0 年

(注) 出向者(51名)を除いて記載しております。

### (14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	8,993
みずほ信託銀行株式会社	7,990
株式会社りそな銀行	4,980
株式会社三井住友銀行	4,970
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,950

- (注) 1. 平成21年3月31日現在の借入残高について、上位5社の金融機関を記載しております。  
2. 上記借入額には、株式会社みずほコーポレート銀行を幹事とする金融機関26社によるシンジケートローンの残高の一部が含まれております。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
- (2) 発行済株式総数（普通株式） 277,957,513株
- (3) 当期末株主数 29,874名（前期末比3,628名増）
- (4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主  
 該当する株主はありませんので、上位10名の株主を記載しております。

株 主 名	持 株 数
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	11,241
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	9,596
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,677
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	8,538
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,996
株式会社みずほコーポレート銀行	5,070
明治安田生命保険相互会社	5,063
みずほ信託銀行株式会社	5,050
西松建設持株会	3,885
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	3,501

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### 現に発行している新株予約権等

- ・2009年満期円建転換社債型新株予約権付社債（平成15年10月6日発行）

新株予約権付社債の残高	10,000,000,000円
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の発行価額	無償
目的となる株式の種類および数	普通株式 21,276,595株
株式の発行価額	470円
新株予約権の行使期間	平成15年11月4日～平成21年10月16日
- ・2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年8月17日発行）

新株予約権付社債の残高	12,500,000,000円
新株予約権の数	12,500個
新株予約権の発行価額	無償
目的となる株式の種類および数	普通株式 29,976,019株
株式の発行価額	417円
新株予約権の行使期間	平成16年8月31日～平成26年8月1日
- ・2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年8月17日発行）

新株予約権付社債の残高	12,500,000,000円
新株予約権の数	12,500個
新株予約権の発行価額	無償
目的となる株式の種類および数	普通株式 31,645,569株
株式の発行価額	395円
新株予約権の行使期間	平成16年8月31日～平成28年8月3日

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位および担当	氏 名
代表取締役社長 (執行役員社長)	石 橋 直
代表取締役 (執行役員副社長 施工本部長)	吉 川 邦 彦
代表取締役 (執行役員副社長 土木営業本部長)	齋 藤 義 信
代表取締役 (執行役員副社長 施工本部建築担当)	竹 谷 忠
取締役 (専務執行役員 横浜支店長)	前 田 亮
取締役 (常務執行役員 関東支店長)	近 藤 晴 貞
監査役 (常勤)	四 本 功
監査役 (常勤)	藤 井 利 侑
監査役 (常勤)	川 端 昭 弘
監査役 (非常勤)	平 野 浩 志

- (注) 1. 監査役川端昭弘および平野浩志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 当該事業年度中に辞任した取締役および監査役は次のとおりであります。

辞任時の地位	氏 名	辞任時の担当および 他の法人等の代表状況等	辞 任 日
代表取締役社長	國澤幹雄	執行役員社長	平成21年1月20日
代表取締役	藤巻恵次	執行役員副社長 海外担当	平成20年10月24日
監査役	橋本 徹	ドイツ証券株式会社 取締役会長	平成20年6月27日

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 払 総 額
取 締 役	9名	241百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	66百万円 (31百万円)

- (注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

② 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役 平野 浩志

安田不動産株式会社の社外取締役および株式会社パレスホテルの社外監査役を兼務しております。

なお、当社と安田不動産株式会社および株式会社パレスホテルとの間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

監査役 川端 昭弘

平成20年度の取締役会には22回開催のうち20回出席し、議論を行っております。

平成20年度の監査役会には12回開催のうち全てに出席し、監査に関する事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

当期中の外為法違反事件および前社長の政治資金規正法違反につきましては、法令違反行為が行われた当時は、当該事実を認識しておりませんでした。事件発生後は、事実や原因の究明、法令遵守等の再発防止策の徹底に向け、適切に職務を遂行いたしました。

監査役 平野 浩志

平成20年度の就任後開催の取締役会には17回開催のうち16回出席し、議論を行っております。

平成20年度の就任後開催の監査役会には10回開催のうち9回出席し、監査に関する事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

当期中の外為法違反事件および前社長の政治資金規正法違反につきましては、法令違反行為が行われた当時は、当該事実を認識しておりませんでした。事件発生後は、事実や原因の究明、法令遵守等の再発防止策の徹底に向け、適切に職務を遂行いたしました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額

68百万円

- ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

69百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の英文財務諸表の監査報告書作成についての業務等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の規模、陣容および職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制等を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選任基準としております。当社は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、前記の選任基準に照らし、適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行います。



## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、平成21年5月20日開催の取締役会において一部改定いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。(平成18年5月18日初回決議、平成21年5月20日改定決議)

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員全員に法令・定款等の遵守を徹底するため、社長直轄の「コンプライアンス推進室」を設置し、その責任のもと、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル・実践版を作成するとともに、全役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、社内・社外双方に報告窓口を持つ内部通報制度を構築している。

万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進室は、違反事項についての調査の必要性の有無、是正・再発防止策の策定、社内外への広報、違反者への懲罰などについて、社長等をメンバーとする「内部諮問委員会」に諮問し、その答申をもって是正措置を講じることとする。

コンプライアンス推進室は、コンプライアンス規程に従い、本支店及び関係会社のコンプライアンス担当者を指名し、推進室が発する周知事項を担当組織内に周知させる。また、推進室は、コンプライアンスの実施に関する状況監査を実施するとともに、役職員に対する適切な研修体制を構築し、研修を通じて役職員に対するコンプライアンス意識の高揚、内部通報制度などについて更なる徹底を図る。

更に、内部調査委員会が策定した再発防止策の実施状況のモニタリング及び取締役会への提言と勧告、並びに今後新しく生じたコンプライアンス上の諸問題への対応を行うため、従来のコンプライアンス委員会を廃止し、外部有識者によるコンプライアンス委員会を新たに設置することとする。事務局はコンプライアンス推進室が担当する。

また、反社会的勢力とは関係を一切持たないと行動規範を徹底するとともに、対応を統轄する部署を総務部とし、マニュアルの整備、徹底を図ることとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針、社内情報システム運用規約に基づいて対応する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、内部統制委員会が個別リスクごとに責任部署を定め、その予防的リスク管理体制と発見的リスク管理体制を構築することとしている。

それらのリスク管理の整備・運用上の有効性の評価は同委員会が行い、問題がある場合には各々の責任部署に対し是正勧告を行うこととしている。

監査室は、リスク管理の責任部署と同委員会による「リスクの管理⇒有効性の評価」という一貫したシステムが存在するかどうか、またそれが適切に運用されているかどうかを監視することとなっている。

同委員会は、自ら洗い出した個別リスクの責任部署及び予防的リスク管理体制・発見的リスク管理体制を、必ず取締役会及び監査役会に報告することとなっている。

このように当社のリスク管理体制は、「リスク管理責任部署－内部統制委員会－取締役会」で形成され、「リスク管理状況⇒有効性評価⇒報告」というシステムの存在及び運用状況を監査室がモニタリングする形で監視されている。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、取締役会が決定した中期経営計画及び年度計画に基づき各執行役員が目標達成のための戦略を立て、活動する。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているか否かについて、取締役会がモニタリングを実施し、必要に応じて執行役員に計画修正を求め実行させる。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規則により定められている事項がすべて取締役会に付議されることにより、その経営判断に資する十分な情報が提供される体制を確保するものとする。

取締役会が十分な情報に基づき的確な意思決定を行うため、「意思決定支援に資する会議体」として平成21年6月より支店長及び本社関連部署の部門長からなる「支店長会」を設立する。

### (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

企業グループにおける業務の適正を確保するため、管掌取締役を定め、コンプライアンスを重視した業務が適正に遂行されているかを適切に管理する。

グループ会社の経営管理については、管掌取締役が、取締役会及び監査役会に報告する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、その構成員を監査役の職務を補助すべき使用人とする。監査役会事務局には専属の補助使用人を配置し職務にあたらせるものとする。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

人事部長は、監査役会の職務の補助を担当する使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査役の意見を聴取することとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- ・取締役が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項
- ・監査役会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備する。

- ・取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、職務執行の状況を監督する。
- ・業務監査を担当する監査室並びにコンプライアンス監査を担当するコンプライアンス推進室との連携を強化する。
- ・当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、財務報告の信頼性確保のために、綿密な情報交換を行うなど連携を図る。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	442,317	<b>流動負債</b>	372,268
現金預金	64,498	支払手形・工事未払金等	123,180
受取手形・完成工事未収入金等	149,510	短期借入金	43,160
有価証券	60	新株予約権付社債 (1年以内償還予定)	10,000
販売用不動産	11,243	未払法人税等	223
未成工事支出金	165,529	未成工事受入金	131,361
不動産事業等支出金	2,658	完成工事補償引当金	1,310
材料貯蔵品	278	賞与引当金	1,130
繰延税金資産	11,401	工事損失引当金	25,162
その他	38,345	預り金	24,626
貸倒引当金	△ 1,207	その他	12,113
<b>固定資産</b>	147,665	<b>固定負債</b>	63,689
<b>有形固定資産</b>	76,536	新株予約権付社債	25,000
建物・構築物	29,359	長期借入金	27,059
機械・運搬具・工具器具備品	1,530	繰延税金負債	4,392
土地	45,537	退職給付引当金	398
リース資産	95	役員退職慰労引当金	42
建設仮勘定	12	その他	6,796
<b>無形固定資産</b>	448	<b>負債合計</b>	435,958
<b>投資その他の資産</b>	70,679	純 資 産 の 部	
投資有価証券	49,953	<b>株主資本</b>	147,748
長期貸付金	5,955	資本金	23,513
その他	24,423	資本剰余金	20,780
貸倒引当金	△ 9,652	利益剰余金	103,677
		自己株式	△ 223
		<b>評価・換算差額等</b>	5,754
		その他有価証券評価差額金	6,137
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		為替換算調整勘定	△ 382
		<b>少数株主持分</b>	522
		<b>純資産合計</b>	154,024
<b>資産合計</b>	589,982	<b>負債純資産合計</b>	589,982

## 連結損益計算書

(自 平成20年4月1日)  
(至 平成21年3月31日)

	百万円	百万円
売上高	400,751	
売上高	23,296	424,047
売上原価	376,102	
売上原価	17,969	394,071
総利益	24,648	
総利益	5,327	29,975
一般管理費		21,740
営業利益		8,234
営業外収益	825	
配当金	1,152	
その他	745	2,724
営業外費用	1,216	
利息損	817	
その他	985	3,019
経常利益		7,939
特別利益	330	
修正益	14	
売却益	3,226	
売却益	0	3,571
特別損失	53	
修正損	10	
売却損	3,331	
評価損	713	
損失	89	
その他	349	4,547
税金等調整前当期純利益		6,963
法人税、住民税及び事業税	750	
法人税等調整額	3,444	4,194
少数株主利益		199
当期純利益		2,569

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成20年4月1日）  
（至 平成21年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					評価・換算差額等					少数株主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰 ヘッジ損益	延 為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前 期 末 残 高	23,513	20,780	103,600	△ 206	147,688	20,408	△ 7	△ 28	20,372	482	168,543	
当 期 変 動 額												
過年度税効果調整額			4		4						4	
剰 余 金 の 配 当			△ 2,496		△ 2,496						△ 2,496	
当 期 純 利 益			2,569		2,569						2,569	
自 己 株 式 の 取 得				△ 17	△ 17						△ 17	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△14,271	6	△ 353	△14,618	39	△14,578	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	77	△ 17	60	△14,271	6	△ 353	△14,618	39	△14,518	
当 期 末 残 高	23,513	20,780	103,677	△ 223	147,748	6,137	△ 0	△ 382	5,754	522	154,024	

# 連結注記表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称 松栄不動産㈱、㈱西松ビルサービス、泰国西松建設㈱

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 ネオ戸塚サービス㈱、㈱SPC地球研サービス、新浦安駅前PFI㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

非連結子会社及び関連会社に対する投資について持分法を適用していない。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社 ネオ戸塚サービス㈱、㈱SPC地球研サービス、新浦安駅前PFI㈱

関連会社 浜松中央西ビル㈱、㈱増永組

持分法を適用していない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業等支出金

個別法による原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

材料貯蔵品

移動平均法による原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 主として定率法 (ただし、平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) については定額法)
  - ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
  - ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
  - ② 完成工事補償引当金  
完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上している。
  - ③ 賞与引当金  
従業員、執行役員及び使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
  - ④ 退職給付引当金  
従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。
  - ⑤ 工事損失引当金  
将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。
  - ⑥ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額に基づき計上している。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 完成工事高の計上基準  
完成工事高の計上基準は、長期大型工事 (請負金額1億円以上かつ工期1年超) については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。在外連結子会社については、原則として工事進行基準を適用している。
  - ② ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
  - ③ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。
4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
全面時価評価法を採用している。
5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
- (1) リース取引に関する会計基準  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、一部の連結子会社を除いては、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 (平成5年6月17日 (企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 (平成6年1月18日 (日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)) を適用し、当社及び全ての連結子会社において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。



(2) 連結財務諸表規則改正に伴う表示方法の変更

前連結会計年度において「その他たな卸資産」として掲記していたものは、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度から「販売用不動産」「不動産事業等支出金」「材料貯蔵品」に区分掲記している。

なお、前連結会計年度の「その他たな卸資産」に含まれる「販売用不動産」「不動産事業等支出金」「材料貯蔵品」は、それぞれ14,607百万円、4,074百万円、363百万円である。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 次の債務に対して、下記の資産を担保に供している。

(担保差入資産)

販売用不動産	27百万円
不動産事業等支出金	500百万円
建物・構築物	17,711百万円
土地	23,408百万円
投資有価証券	1,100百万円
計	42,747百万円

(対応する債務)

短期借入金	37,133百万円
預り金	134百万円
長期借入金	21,900百万円
その他固定負債	1,754百万円
計	60,922百万円

(2) 下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	1,021百万円
土地	1,343百万円
投資有価証券	232百万円
現金預金	337百万円
計	2,934百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 45,960百万円

3. 信託財産に供している資産

投資有価証券	36,350百万円
その他投資性資産	10,000百万円
計	46,350百万円

4. 保証債務 1,629百万円

他の会社のマンション売買契約手付金の返済債務他について、保証を行っている。

5. 貸出コミットメント総額 25,975百万円

借入実行残高 25,975百万円

6. 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 5,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、自社使用の事業用資産については事業所単位に、個別の賃貸用資産については物件毎にグルーピングしている。

下記の賃貸用物件等について、賃貸環境の悪化及び地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（89百万円）として特別損失に計上した。

なお、当該資産の回収可能価額は、路線価等を基に算定した正味売却価額を用いている。

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府	賃貸用不動産等	土地、建物	89百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 277,957,513株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,496	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
計		2,496			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

- ① 配当金の総額 1,109百万円  
② 1株当たり配当額 4.00円  
③ 基準日 平成21年3月31日  
④ 効力発生日 平成21年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 553円52銭  
2. 1株当たり当期純利益 9円26銭

**(重要な後発事象)**

新株予約権付社債の繰上償還

当社が、平成16年8月17日に発行した、西松建設株式会社2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還請求により繰上償還されることとなった。なお、本新株予約権付社債には利息を付していない。

繰上償還請求日	平成21年4月30日
繰上償還期日	平成21年5月29日
従来の償還期限	平成26年8月17日
繰上償還金額	12,500百万円（未償還残高の100%）
償還資金	自己資金

**(追加情報)**

当社は、当社及び前社長ら3名が、外国為替及び外国貿易法違反で起訴された事実、前社長が、政治資金規正法違反で起訴された事実、及び一連の新聞報道事案に関して、内部調査委員会を設置して事実解明のための調査を実施した。東京地検特捜部の捜査が継続して行われている現段階において実施した内部調査は制約があるものの、海外での不正な取引等の存在が確認された。ただし、その確認された取引等が与える過年度も含めた連結計算書類への影響額は、現段階では軽微であると認められた。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

西松建設株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 山崎清孝 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 寺本悟 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 野口哲生 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西松建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西松建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関して、平成21年4月30日の本新株予約権付社債所持人による繰上償還請求により繰上償還することとしている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>436,057</b>	<b>流動負債</b>	<b>364,709</b>
現金預金	62,178	支払手形	21,350
受取手形	21,484	工事未払金	100,080
完成工事未収入金	128,638	短期借入金	38,813
販売用不動産	7,941	新株予約権付社債 (1年以内償還予定)	10,000
未成工事支出金	165,521	未払法人税等	215
不動産事業等支出金	1,212	未成工事受入金	131,278
材料貯蔵品	227	預り金	24,521
短期貸付金	2,059	完成工事補償引当金	1,310
繰延税金資産	10,885	賞与引当金	1,095
立替金	27,487	工事損失引当金	25,162
その他	9,652	従業員預り金	6,816
貸倒引当金	△ 1,230	その他	4,063
<b>固定資産</b>	<b>132,073</b>	<b>固定負債</b>	<b>54,899</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>63,271</b>	新株予約権付社債	25,000
建物・構築物	24,458	長期借入金	22,000
機械・運搬具	1,124	繰延税金負債	2,441
工具器具・備品	256	退職給付引当金	351
土地	37,373	その他	5,105
リース資産	45	<b>負債合計</b>	<b>419,608</b>
建設仮勘定	12		
<b>無形固定資産</b>	<b>418</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>68,383</b>	<b>株主資本</b>	<b>142,552</b>
投資有価証券	43,898	資本金	23,513
関係会社株式	1,993	資本剰余金	20,780
長期貸付金	5,936	資本準備金	20,780
破産債権、更生債権等	15,188	利益剰余金	98,481
長期前払費用	119	利益準備金	5,878
長期預金	10,056	その他利益剰余金	
その他	7,104	買換資産圧縮積立金	1,977
貸倒引当金	△ 15,914	別途積立金	88,775
<b>資産合計</b>	<b>568,130</b>	繰越利益剰余金	1,850
		<b>自己株式</b>	<b>△ 223</b>
		評価・換算差額等	5,970
		その他有価証券評価差額金	5,971
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		<b>純資産合計</b>	<b>148,522</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>568,130</b>

# 損益計算書

(自 平成20年4月1日)  
(至 平成21年3月31日)

	百万円	百万円
売上高	392,294	
売上高	16,564	408,859
売上高	368,562	
売上高	12,547	381,109
売上高	23,732	
売上高	4,017	27,749
売上高		21,451
売上高		6,298
売上高	2,052	
売上高	700	2,752
売上高	1,132	
売上高	9	
売上高	246	
売上高	817	
売上高	694	2,900
売上高		6,150
売上高	270	
売上高	3,226	
売上高	2	3,499
売上高	743	
売上高	3,331	
売上高	89	
売上高	336	4,501
売上高	472	5,147
売上高	3,011	3,483
売上高		1,664

## 株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)  
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰 ヘッ ジ 損 益	延 誤 差 額 合 計	評価・換算 差額 等 計	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計							
				買換資産 圧 縮 立 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金								
前 期 末 残 高	23,513	20,780	5,878	1,990	93,775	△ 2,330	99,314	△ 206	143,401	20,297	△ 7	20,290	163,692	
当 期 変 動 額														
買換資産圧縮積立金の取崩				△ 12		12	—		—				—	
別途積立金の取崩					△ 5,000	5,000	—		—				—	
剰 余 金 の 配 当						△ 2,496	△ 2,496		△ 2,496				△ 2,496	
当 期 純 利 益						1,664	1,664		1,664				1,664	
自 己 株 式 の 取 得								△ 17	△ 17				△ 17	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△14,326	6	△14,319	△14,319	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△ 12	△ 5,000	4,180	△ 832	△ 17	△ 849	△14,326	6	△14,319	△15,169	
当 期 末 残 高	23,513	20,780	5,878	1,977	88,775	1,850	98,481	△ 223	142,552	5,971	△ 0	5,970	148,522	

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券  
子会社株式及び関連会社株式  
その他有価証券  
時価のあるもの

償却原価法（定額法）  
移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

移動平均法による原価法

時価のないもの

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業等支出金

個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

材料貯蔵品

移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

#### ② 無形固定資産

定額法

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### ② 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上している。

#### ③ 賞与引当金

従業員及び執行役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

#### ④ 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

#### ⑤ 工事損失引当金

将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。



- (4) 収益及び費用の計上基準  
 長期大型工事（請負金額1億円以上かつ工期1年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法  
 ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
  - ② 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。
- (6) 重要な会計方針の変更
- ① リース取引に関する会計基準  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。  
 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。

## 2. 貸借対照表関係

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 次の債務に対して、下記の資産を担保に供している。

(担保差入資産)

販売用不動産	27百万円
不動産事業等支出金	500百万円
建物・構築物	16,761百万円
土地	22,981百万円
投資有価証券	1,100百万円
計	41,371百万円

(対応する債務)

短期借入金	37,133百万円
預り金	134百万円
長期借入金	21,900百万円
その他固定負債	1,754百万円
計	60,922百万円

- ② 下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	1,021百万円
土地	1,343百万円
投資有価証券	222百万円
現金預金	337百万円
計	2,925百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,929百万円

- (3) 信託財産に供している資産

投資有価証券	36,350百万円
長期預金	10,000百万円
計	46,350百万円

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| (4) 保証債務                      | 6,595百万円  |
| 子会社の金融機関からの借入金他について、保証を行っている。 |           |
| (5) 貸出コミットメント総額               | 25,000百万円 |
| 借入実行残高                        | 25,000百万円 |
| (6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務        |           |
| 短期金銭債権                        | 2,578百万円  |
| 長期金銭債権                        | 8,934百万円  |
| 短期金銭債務                        | 1,400百万円  |
| 長期金銭債務                        | 8百万円      |
| (7) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務        | 5,000百万円  |

### 3. 損益計算書関係

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 工事進行基準による完成工事高    | 215,659百万円 |
| (2) 関係会社との取引高         |            |
| 売上高                   | 1,848百万円   |
| 売上原価                  | 4,215百万円   |
| 営業取引以外の取引高            | 120百万円     |
| (3) 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 | 353百万円     |
| (4) 減損損失              |            |

当社は、自社使用の事業用資産については事業所単位に、個別の賃貸用資産については物件毎にグルーピングしている。

下記の賃貸用物件等について、賃貸環境の悪化及び地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（89百万円）として特別損失に計上した。

なお、当該資産の回収可能価額は、路線価等を基に算定した正味売却価額を用いている。

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府	賃貸用不動産等	土地、建物	89百万円

### 4. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	635,098株
---------	----------

## 5. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
工事損失引当金	9,949百万円
繰越欠損金	7,523百万円
退職給付引当金繰入額	5,154百万円
不動産評価損	1,949百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,706百万円
減損損失	1,488百万円
その他	2,340百万円
繰延税金資産 小計	30,111百万円
評価性引当額	△ 4,865百万円
繰延税金資産 合計	25,246百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,904百万円
退職給付信託	△ 3,631百万円
買換資産圧縮積立金	△ 1,293百万円
その他	△ 7,972百万円
繰延税金負債 合計	△ 16,802百万円
繰延税金資産の純額	8,444百万円

## 6. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	535円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	6円00銭

## 7. 重要な後発事象

(新株予約権付社債の繰上償還)

当社が、平成16年8月17日に発行した、西松建設株式会社2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還請求により繰上償還されることとなった。なお、本新株予約権付社債には利息を付していない。

繰上償還請求日	平成21年4月30日
繰上償還期日	平成21年5月29日
従来の償還期限	平成26年8月17日
繰上償還金額	12,500百万円(未償還残高の100%)
償還資金	自己資金

## 8. 追加情報

当社は、当社及び前社長ら3名が、外国為替及び外国貿易法違反で起訴された事実、前社長が、政治資金規正法違反で起訴された事実、及び一連の新聞報道事案に関して、内部調査委員会を設置して事実解明のための調査を実施した。東京地検特捜部の捜査が継続して行われている現段階において実施した内部調査は制約があるものの、海外での不正な取引等の存在が確認された。

ただし、その確認された取引等が与える過年度も含めた計算書類への影響額は、現段階では軽微であると認められた。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

西松建設株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 山崎清孝 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 寺本悟 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 野口哲生 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西松建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関して、平成21年4月30日の本新株予約権付社債所持人による繰上償還請求により繰上償還することとしている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、業務の有効性と効率性、法令順守、リスク管理、財産の保全、内部統制等の状況についての監査を実施するため、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の方法について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 事業報告に記載のとおり、会社が外為法違反により罰金の略式命令を受け、会社の旧取締役らが外為法違反及び政治資金規正法違反の容疑で起訴されました。会社は、かかる法令違反行為について、事実関係の解明及び再発防止策の検討を目的として内部調査委員会による調査を行いました。かかる調査の結果、法令違反行為の原因は、コーポレート・ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の欠如にあることが確認されたことから、取締役会は、これらの点について種々の再発防止策の策定を行いました。当監査役会としましては、今後の再発防止策の実施状況を監視し検証してまいります。また監査役会として、旧取締役の法令違反行為に関して、訴訟で明らかになる事実等を踏まえた上で、法的措置の要否を含め、今後の対応を検討してまいります。上記の他、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、前述のとおり、取締役会は、コーポレート・ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の欠如に対し、再発防止策を策定しており、監査役会は、その実施状況を監視し検証してまいります。

なお事業報告に記載の通り、財務報告にかかる内部統制に重要な欠陥があり有効ではありませんが、取締役会はその改善に取り組んでおり、また、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響が生じておらず、取締役の善管注意義務に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、会計監査人仰星監査法人から、事業報告に記載の通り、財務報告に係る内部統制が有効でないおそれがあることを踏まえたうえで、会計監査を行った旨の報告を受けております。

平成21年5月20日

### 西松建設株式会社 監査役会

常勤監査役	四	本	功	㊟	
常勤監査役	藤	井	利	侑	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	川	端	昭	弘	㊟
非常勤監査役 (社外監査役)	平	野	浩	志	㊟

(注) 常勤監査役 川端昭弘、監査役 平野浩志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績や内部留保の水準を総合的に勘案しながら、株主の皆様に安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

当期の業績は事業報告に記載のとおりの結果となりましたが、当期の期末配当につきましては以下のとおりとし、配当金は年間1株につき4円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類            金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
  当社普通株式1株につき            金4円  
  配当総額                    金1,109,289,660円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
  平成21年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第10条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
  - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条第3項、第12条第1項、第41条)
- (2) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 株主の皆様のご便宜を図るため、単元未満株式の買増制度に関する規定を新たに設けるものであります。(変更案第9条)
- (4) 社外取締役、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役、社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規定を新たに設けるものであります。(変更案第30条、第38条)  
なお、変更案第30条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略) (公告方法)</p> <p>第 5 条 <u>当社の公告は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (条文省略) (株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p><u>② 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第 8 条 (現行どおり) (削除)</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 9 条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が買増請求すべき自己株式を保有していないときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、<u>当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会  第30条～第36条 (条文省略)  (新設)  (新設)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人  第37条～第39条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算  (事業年度)  第40条 (条文省略)  (剰余金の配当)  第41条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。  (剰余金の配当の除斥期間)  第42条 (条文省略)  (新設)  (新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会  第31条～第37条 (現行どおり)  (社外監査役の責任免除)  第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人  第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算  (事業年度)  第42条 (現行どおり)  (剰余金の配当)  第43条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。  (剰余金の配当の除斥期間)  第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u>  第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。  第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

平成20年10月24日をもって藤巻恵次、平成21年1月20日をもって國澤幹雄の両氏が取締役を辞任いたしました。また、本総会終結の時をもって、現在の取締役6名全員任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
1	近藤晴貞 (昭和27年10月26日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社関東支店長代理 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員関東支店長(現任)	18,000株
2	鈴木堂司 (昭和24年3月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年4月 当社中部支店長代理 平成17年6月 当社取締役 当社中部支店長(現任) 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員(現任)	10,000株
3	葛城幸一郎 (昭和19年7月28日生)	平成4年4月 建設省近畿地方建設局河川部長 平成8年1月 国土庁長官官房水資源部長 平成9年5月 水資源開発公団理事 平成12年6月 当社入社 当社常務取締役施工本部部长 平成18年6月 当社常務執行役員(現任) 当社施工本部土木技術担当(現任)	18,000株
4	山本享司 (昭和26年7月29日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年4月 当社札幌支店長代理 平成17年6月 当社取締役 当社札幌支店長(現任) 平成18年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員(現任)	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
5	齊 藤 勝 昭 (昭和17年3月9日生)	昭和39年4月 飛島土木株式会社入社 (現 飛島建設株式会社) 平成11年6月 同社取締役広島支店長 平成13年10月 同社常務取締役土木事業本部長 平成14年5月 同社常務取締役経営本部長兼土木本部長 平成14年6月 同社取締役執行役員専務 平成15年12月 丸磯建設株式会社取締役	0株
6	逢 坂 貞 夫 (昭和11年6月8日生)	平成5年12月 最高検公判部長 平成7年2月 大阪地検検事正 平成8年6月 高松高検検事長 平成9年12月 大阪高検検事長 平成11年8月 弁護士登録 平成13年6月 株式会社加ト吉取締役 平成18年6月 同社取締役(任期終了) 平成19年6月 株式会社平成取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齊藤勝昭、逢坂貞夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 他の会社の社外役員の兼任状況  
逢坂貞夫氏は、株式会社平成の社外取締役であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ①齊藤勝昭氏は、長年にわたり飛島建設株式会社の役員を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②逢坂貞夫氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について  
齊藤勝昭、逢坂貞夫の両氏の選任が承認された場合は、期待された役割を十分発揮できるよう各氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 四本 功、川端昭弘の両氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
1	指 宿 順 (昭和18年5月8日生)	昭和42年4月 当社入社 平成15年1月 当社建築営業本部部長（現任）	1,425株
2	井 内 康 文 (昭和18年1月1日生)	昭和40年4月 社団法人共同通信社入社 平成10年6月 同社大阪支社長 平成12年7月 同社本社総務局長 平成14年6月 株式会社共同通信会館専務取締役 平成16年6月 同社監査役 平成18年7月 神奈川大学総務部顧問（現任）	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井内康文氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性について  
井内康文氏は、企業経営に関する豊富な経験と卓越した見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について  
井内康文氏の選任が承認された場合は、期待された役割を十分発揮できるよう同氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 監査役の補欠者2名選任の件

本総会開始の時をもって、平成20年6月27日開催の第71期定時株主総会において選任いただいた監査役の補欠者高野康彦、山本 隆両氏の選任の効力が失効しますので、あらためて監査役の補欠者2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠者については、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、就任の順序は、候補者番号の順といたします。また、その任期は前任者の残存任期とし、この決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
1	高野 康彦 (昭和26年8月11日生)	昭和59年4月 弁護士登録 昭和59年4月 樋口・高野法律事務所(現任) 平成18年6月 三井トラスト・ホールディングス株式会社監査役(現任) 中央三井信託銀行株式会社監査役(現任)	0株
2	佐藤 信昭 (昭和20年1月3日生)	平成16年9月 最高検公安部長 平成17年9月 神戸地検検事正 平成18年5月 大阪地検検事正 平成19年8月 弁護士登録 平成20年2月 サムティ株式会社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 監査役の補欠者の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由および職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について  
高野康彦氏は、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。  
佐藤信昭氏は、長年培ってきた検事および弁護士としての経験、知識を踏まえ、客観的な視点から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 他の会社の社外役員の兼任状況  
高野 康彦  
三井トラスト・ホールディングス株式会社(現、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社)および中央三井信託銀行株式会社の社外監査役であります。  
佐藤 信昭  
サムティ株式会社の社外監査役であります。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園四丁目8番1号  
ザ・プリンス パークタワー東京  
地下2階 ボールルーム  
電話 (03)5400-1111 (代表)

(会場は東京プリンスホテルとは敷地が離れておりますので、お間違えのないようご注意ください。)



最寄駅：都営地下鉄三田線 芝公園駅

「A4」出口より「東エントランス」(東側入口) 経由、会場まで徒歩6分

(ご参考) 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅

「赤羽橋口」出口より「南エントランス」(南側入口) 経由、会場まで徒歩10分

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。